

<JA建物更生共済ご加入のみなさまへ>

J A 建物更生共済ご加入の皆様へ

平素より J A 共済をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、石川県下において、住宅等の建物修理トラブルが発生しております。

「共済金が使える。」と言って建物修理を勧誘し、修理見積りや修理契約を締結させる被害が起きております。

【電話例】

「建物の点検・見積りをしませんか。」

「罹災請求があるかもしれないで、一度家を見させて頂けませんか。」

「JAと連携を取らせていただいております。」など

上記のような電話がかかってくるケースがあります。

このような業者とは、JA共済は一切関係がありませんので、

不審な電話や訪問があった際は、最寄りの支店または消費生活センター

(TEL 076-274-9507) にご相談ください。

消費者へのアドバイス等を下記ページに記載しております。どうぞご覧ください。

JA共済にご加入のみなさまへ

全国で増加 住宅等の建物修理に関するトラブルにご注意ください!

こんな勧誘に
ご用心!

JA共済から指定されていますので、
安心してください。

お宅の屋根瓦ゆがんでますよ。共済金の支払対象になりますし、
共済金の範囲内で修理しますので、お客様の自己負担はありません!
もし請求手続きが面倒であれば、手続きも代行しますよ!?

あら、それは
いいわね。

と、うっかり応じてしまうと…

こんなことも…

1

うその理由での請求を
勧められた!

「台風が原因と言えば問題ないですから」と、**うそ**
の理由で共済金請求をするように勧められた!

うその理由による共済金請求は、共済金詐欺に該当する
おそれがあります。

共済金詐欺に
あたらないかしら…



こんなことも…

3

ずさんな工事をされた!

見積書の内容どおりの工事をしてもらえず、引渡後すぐに**雨漏り**が発生した!

お金を
返して!



こんなことも…

2

法外な解約料金を
請求された!

見積書の金額が高すぎる
ので、知り合いの業者に頼もうと思
い解約しようとしたら、**高額な解
約料金**を請求された!

支払われた
共済金の50%なんて
聞いてないよ!



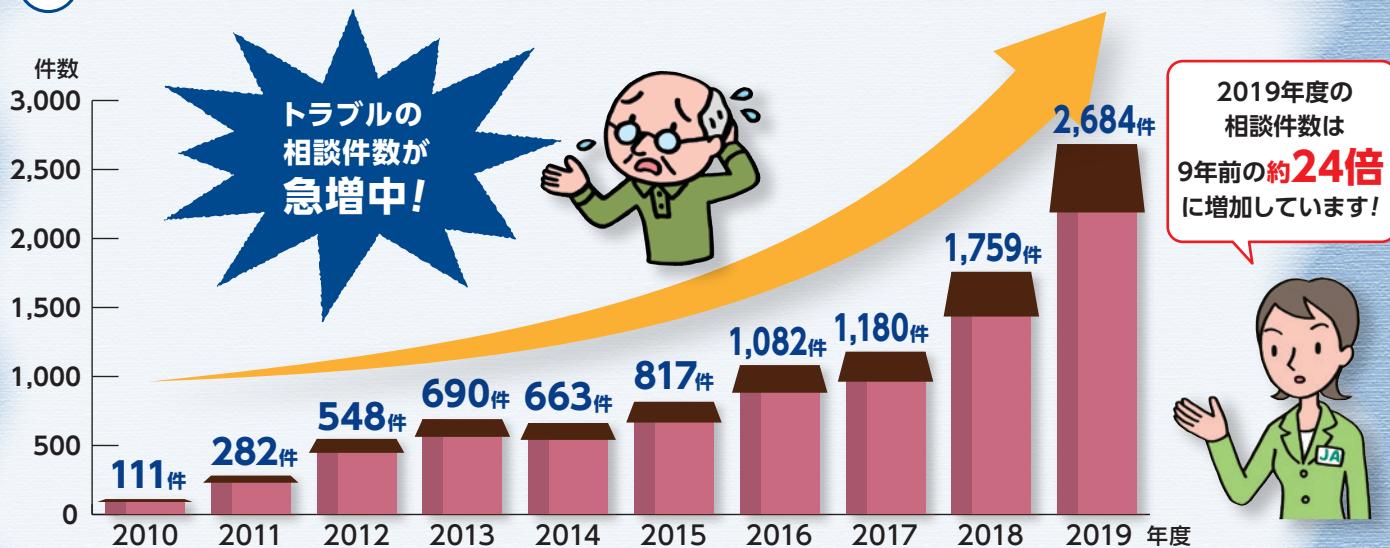
ご注意 建物修理トラブル

「**共済金が使える**」と言って建物修理の勧誘を受けたときには、
建物修理契約を締結する前にまずJAに
ご相談ください!



各地の消費生活センターへの相談が近年増加しています!

参考 「共済金(保険金)が使える」という建物修理に関するトラブルの相談件数^{※1}



※1 相談件数は2020年8月31日までのPIO-NET^{※2}登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

※2 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

消費者へのアドバイス

- ① 申請代行業者の説明を鵜呑みにせず、必要のない勧誘はきっぱりと断る。
- ② 契約している保険の内容を自分の目で確認したうえで、事実に基づいて保険金を請求する。わからなければ保険会社等に相談する。
- ③ 複数の修理業者から見積りを取り、慎重に判断する。
- ④ 修理の着工前に代金を全額前払いすることは避ける。
- ⑤ 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、クーリング・オフできる。
- ⑥ トラブルにあつたら、最寄りの消費生活センター等に相談する。

実際のトラブル事例

うその理由で保険金を請求することになると思い、勧誘を断つたら嫌がらせをされた。

「契約している火災保険の保険金や共済の共済金を使って屋根工事ができる」「請求手続き費用も一切かからない」というチラシを近所で配っていた業者が自宅に来た。高齢の母が強引に勧説されたようだ、申請代行業者から共済金請求の手続きを急かされていた。娘である自分が気づき、申請書類を見たところ、申請代行業者に勧められたとおり屋根の損傷の原因を4月の強風が原因として共済に申請しようとしていた。屋根の損傷は経年劣化によるものだと思っていたので、うその理由で申請することになるのではないかと思い、契約を断った。その後、断っても断っても申請代行業者は訪問てきて、母に「共済金はおりたか」「すでに調査の手配をしているんだ。弁護士に相談して損害賠償請求してやる」と怒鳴って詰め寄ってくる。

(契約者: 80歳代 無職 女性)



独立行政法人 国民生活センター相談事例より

地震・台風などの自然災害の後にトラブルが多くなります!



ご注意

「共済金が使える」と言って勧説されたケースでの建物修理に関するトラブルが増加しています。このような勧説については鵜呑みにせず、必ず建物修理契約を締結する前にJAにご相談ください。契約後であってもクーリング・オフできる場合があります。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

お問い合わせ・ご相談は